

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 2 4 号	三田市障害児療育センター条例の一部を改正する条例の制定について
障 害 福 祉 課	<p><b>【改正趣旨】</b>  こども家庭庁設置法の施行による児童福祉法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【関係法令】</b>  ・ こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 7 6 号）  ・ 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）</p> <p><b>【改正内容】</b>  <b>（1） こども家庭庁設置に伴うもの【条例第 6 条関係】</b>  条例第 6 条第 1 号中、「<u>厚生労働大臣</u>」を「<u>内閣総理大臣</u>」に、「<u>厚生労働省令</u>」を「<u>内閣府令</u>」に改め、同条第 2 号中、「<u>法第 2 4 条の 2 6 第 2 項に規定する厚生労働大臣</u>」を「<u>法第 2 4 条の 2 6 第 2 項に規定する内閣総理大臣</u>」に改める。</p> <p><b>（2） 児童福祉法引用条項の項ずれに伴うもの【条例第 3 条関係】</b>  児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項が第 2 項に統合され、同条第 3 項以降が 1 項ずつ繰り上がることにより、同条を引用している条例第 3 条中、「<u>法第 6 条の 2 の 2 第 6 項</u>」を「<u>法第 6 条の 2 の 2 第 5 項</u>」に、「<u>法第 6 条の 2 の 2 第 7 項</u>」を「<u>法第 6 条の 2 の 2 第 6 項</u>」に改める。</p> <p><b>【施行期日】</b>  （1） 令和 5 年 4 月 1 日  （2） 令和 6 年 4 月 1 日</p>